

舞鶴市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第7項の規定により、舞鶴市監査基準に関する規程に準拠して財政援助団体等監査を行ったので、その結果を同条第9項、措置状況について同条第12項の規定により併せて公表する。

令和3年10月25日

舞鶴市監査委員 肝付 隆治

舞鶴市監査委員 瀬野 淳郎

記

1 監査の対象

- | | |
|------------|---------------------|
| (1) 補助事業 | 地域密着型サービス拠点施設整備費補助金 |
| 補助団体 | 有限会社 グっとサポート |
| 所管課 | 高齢者支援課 |
| (2) 指定管理事業 | 大丹生コミュニティセンター |
| 指定管理者 | 西大浦産業 株式会社 |
| 所管課 | 地域づくり支援課 |

※ いずれも令和2年度事業に係る分

2 監査の着眼点

補助金等の財政的援助を受けている団体や公の施設の指定管理者が、財政的援助の目的に沿って事業活動を適正に行っているか、また、当該団体の所管課が、団体に対して適切に指導監督を行っているかどうかを着眼点として実施した。

3 監査の主な実施内容

上記の補助事業及び指定管理事業に関する財務及びこれに関係する市の財務について、あらかじめ求めた資料に基づき、関係書類の調査、照合等を行うとともに、関係職員等から追加資料・説明を求めるなどの方法で実施した。

4 監査の実施場所及び日程

- | | |
|----------|---|
| (1) 実施場所 | 監査委員事務局等 |
| (2) 日 程 | 令和3年9月16日から10月7日まで(補助事業)
令和3年9月16日から10月13日まで(指定管理事業) |

5 監査の意見及び結果

(1) 意見

① 地域密着型サービス拠点施設整備費補助金

意見なし（事務処理上の軽易な事項については、所属長及び関係職員に対して文書又は口頭で指導したので記述を省略した。）

② 大丹生コミュニティセンター

基本協定書等に基づく施設の管理業務及び指定管理料に係る出納その他の事務処理については、おおむね適正に執行されているものと認められた。

しかしながら、財務処理の一部において透明性等に欠ける部分があることから、財務規程を早急に整備された上で、帳簿に現金の取扱いなどすべての出納業務を明確に記録し、帳簿上の金額と現預金残高の照合を行うなど、適正な財務の執行とチェック体制の整備に努められたい。

(2) 結果

次の財政援助団体等監査結果報告書兼措置状況のとおり

財政援助団体等監査 結果報告書兼措置状況通知書

- ・ 監査対象 補助事業（地域密着型サービス拠点施設整備事業費補助金）
- ・ 監査期間 令和3年9月16日～令和3年10月7日
- ・ 特記事項なし

- ・ 監査対象 指定管理事業（大丹生コミュニティセンター）
- ・ 監査期間 令和3年9月16日～令和3年10月13日

監査の結果（指摘・要望事項）	措置の内容（回答）
<p>○ 財務に関する規程 通帳の年度末残高等が実績報告書に記載された収支の額と一致していない。財務規程が整備されておらず、処理基準、必要帳票等が不明確な状況にある。指定管理業務に係る会計処理の適法性・正確性・透明性を確保するためにも、早急に財務規程を整備されるよう指導されたい。 またその上で、通帳、現金と金銭出納簿、元帳その他の関係書類が正確に記録されているかどうかを定期的に確認するよう努められたい。</p>	<p>収支額の一致が把握できる帳票の整理を指導します。 財務規程については、適切に運用されていることを証するためにも規程整備を指導しました。 その上で、定期的実施していません 実地調査において関係書類の確認をいたします。</p>

- ・ 大丹生コミュニティセンターに係る施設監査は、指摘事項なし。